

社会保障審議会 介護保険部会（第69回）	資料 1
平成28年11月25日	

# 利用者負担

# 利用者負担のあり方

## 現状・課題

### 1. 前回改正の内容

平成26年の介護保険法改正において、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代に過度な負担を求めず、高齢者世代内において負担の公平化を図っていくため、一定以上所得のある方について負担割合を2割とするとともに、高額介護サービス費の上限について、特に所得が高い、医療保険における現役並み所得に相当する所得がある方については、37,200円(世帯)から医療保険の現役並み所得者の多数回該当と同じ水準である44,400円(世帯)とされたところ。

### 2. 経済・財政再生アクション・プログラムにおける記載等

経済・財政再生アクション・プログラム(平成27年12月24日経済財政諮問会議)においては、利用者負担のあり方について、以下のとおり記載されている。

- ・ 医療保険における高額療養費制度及び介護保険における高額介護サービス費制度の見直しについて、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。
- ・ 介護保険における利用者負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。

また、医療保険制度における患者負担についてはこれまで累次の改正が行われており、70歳以上の方については、平成14年10月から現役並み所得者の負担割合を2割に引き上げ、平成18年10月からこれを3割としている。さらに、70～74歳の方について、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方の患者負担を2割とした。

# 利用者負担のあり方

## 現状・課題

介護保険制度の高額介護サービス費の限度額は、制度創設時の医療保険の高額療養費制度を踏まえて設定されている。医療保険制度における高額療養費についてはこれまで累次の改正が行われており、70歳以上の方については、平成18年10月からは、一般区分(住民税世帯非課税以外の方)の上限額及び現役並み所得区分の多数回該当の上限額が、44,400円とされている。

現在、社会保障審議会医療保険部会において、世代間の公平、負担能力に応じた負担等の観点から踏まえた高額療養費制度の見直しについて議論が行われているところ。

利用者負担割合については、軽度者が支払う利用者負担額が、中重度者が支払う利用者負担額と均衡する程度まで、要介護区分ごとに、軽度者の利用者負担割合を引き上げるべきとの指摘がある。また、高額介護サービス費については、高額療養費制度と同水準まで利用者負担の月額上限を引き上げるべきとの指摘がある。

### 3. 8月19日、10月19日介護保険部会における主なご意見

8月19日、10月19日の介護保険部会においては、主に以下のような意見があった。

- ・ 負担能力に応じた負担となるようにしていくべきではないか。
- ・ 医療保険制度における患者負担割合や高額療養費との整合性をとるべきではないか。
- ・ 現役世代並みの収入や高額な預貯金がある高齢者の方にはさらに負担していただく必要があるのではないか。
- ・ 高額介護サービス費について、医療保険部会における見直しに準じた見直しを行うべきではないか。
- ・ サービスの利用控えや家計への負担に配慮しつつ検討していくべきではないか。
- ・ 介護サービスの利用が長期間となることを考えると、医療保険制度と並びをとる必要はないのではないか。

# 利用者負担のあり方

## 現状・課題

- ・ 2割負担となった者の暮らしへの影響調査を行うべきではないか。新たな利用者負担増には反対。
- ・ 軽度者について利用者負担割合を上げると、より重度の要介護認定を誘発するおそれもあるので、むしろケマネジメントの標準化等により対応するべきではないか。

# 利用者負担のあり方

## 論点

### (利用者負担割合)

利用者負担割合については、平成27年8月から一定以上所得者については2割負担を導入したところである。制度の施行状況や、医療保険における患者負担割合を踏まえ、こうした利用者負担割合のあり方についてどのように考えるか。

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、高齢者世代における世代内の負担の公平化を図っていく観点から、高齢者世代のうち現役並みの所得を有する方について、医療保険と同様、利用者負担割合を3割に引き上げることにについて、どう考えるか。

#### 現役並み所得相当

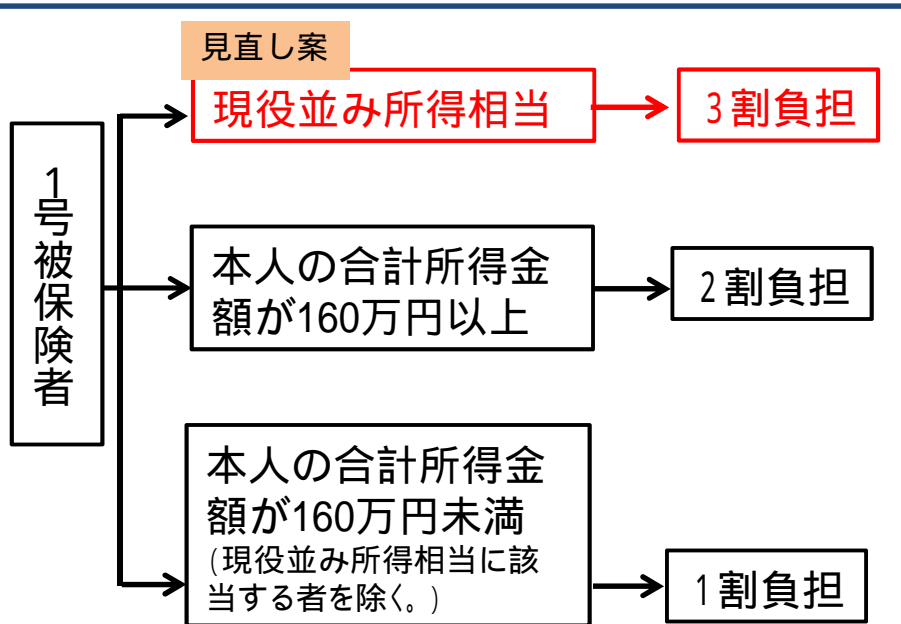
世帯内に、課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる場合であって、世帯内の第1号被保険者の収入の合計が520万円(世帯内の第1号被保険者が1人のみ場合は383万円)以上である場合

### (高額介護サービス費)

高額介護サービス費について、医療保険の高額療養費制度を踏まえ、現在の一般区分の負担上限額を37,200円から44,400円に引き上げることにについて、どのように考えるか。

# 利用者負担のあり方（見直し案のイメージ）

## 利用者負担割合



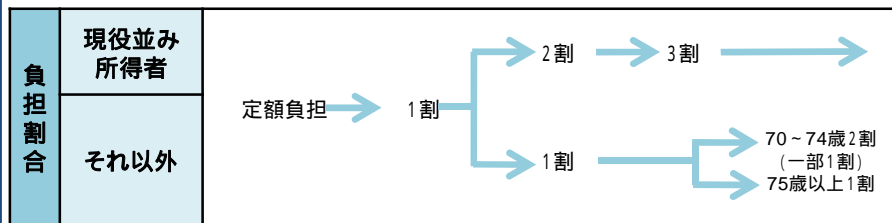
合計所得金額とは、給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額

合計所得金額が160万円以上でも、同一世帯の第1号被保険者の年金収入 + その他の合計所得金額が単身で場合280万円、2人以上で346万円に満たない場合は、1割負担とする。

現役並み所得者は、世帯内の1号被保険者に課税所得145万円以上の者がいる場合。（ただし、同一世帯内の第1号被保険者の収入が、1人のみの場合383万円、2人以上の場合520万円に満たない場合を除く）

### (参考) 医療保険の患者負担(70歳以上の高齢者)

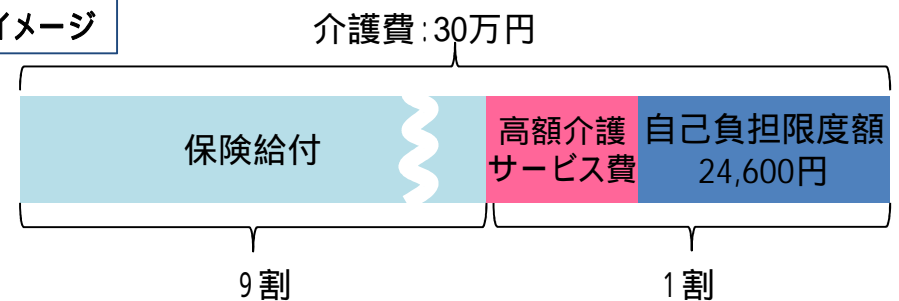
S58.2 H13.1 H14.10 H18.10 H20.4



## 高額介護サービス費

利用者負担が過度に重くならないよう、所得に応じて、利用者負担の上限額を設けている。  
上限を超えた場合、超えた分を高額介護サービス費として支給

### イメージ



	介護保険における自己負担限度額 (月額)	医療保険における自己負担限度額 (月額・世帯単位)
現役並み所得相当 ( )	44,400円 (世帯)	80,100 + 医療費1% (多数該当: 44,400円)
一般	見直し案 <del>37,200円 (世帯)</del> ↓ 44,400円 (世帯)	44,400円
市町村民税世帯非課税等	24,600円 (世帯)	24,600円
年金収入80万円以下等	15,000円 (個人)	15,000円

# 利用者負担のあり方

## 論点

(医療保険部会における議論との関係)

現在、社会保障審議会医療保険部会において、次ページ以降のとおり、世代間の公平、負担能力に応じた負担等の観点を踏まえた高額療養費制度・高額介護合算療養費の見直し等について議論が行われているが、これを踏まえた、高額介護サービス費等の見直しについてどう考えるか。

特に、医療保険における現役並み所得者の負担の在り方について論点とされているが、介護保険における現役並み所得者の利用者負担割合の見直しを議論している中で、高額介護サービス費等の在り方についてどう考えるか。

## 高額療養費制度の見直しについて

### 3. 論点

- 現役世代の住民税課税世帯においては所得区分を細分化し、負担上限額をきめ細かく設けている一方、70歳以上の現役並み所得者においては細分化されておらず単一の区分となっている。世代間の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、患者の受診行動に与える影響も含め、70歳以上の現役並み所得者の負担のあり方についてどのように考えるか。(①)
- 一般区分については、現役世代においては負担上限額が57,600円とされている一方、70歳以上においては44,400円とされている。世代間の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、患者の受診行動に与える影響も含め、70歳以上の一般区分の負担のあり方についてどのように考えるか。(②)
- 低所得者については、現役世代においては単一の区分として負担上限額(35,400円)が定められている一方、70歳以上においては所得水準によって細分化し、負担上限額も低く抑えられている。低所得者の生活に配慮しつつ、世代間の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、患者の受診行動に与える影響も含め、低所得者の負担のあり方についてどのように考えるか。(③)
- 外来上限特例は、制度改正の経緯や外来受診頻度等を勘案して70歳以上にのみ設けられた制度。70歳以上については、負担上限額が70歳未満の多数回該当の場合と同額に抑えられているなかで、世代間の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、制度を設けた趣旨や患者の受診行動に与える影響も含め、外来上限特例についてどのように考えるか。(④)



## 高額療養費制度の見直しについて

### 3. 論点

- 現役世代については、平成27年1月から高額療養費制度を見直し、所得等に応じたきめ細かな負担上限額を定めているところ。前回の見直しから時間も経過しておらず、見直しの影響を確認する必要もあることから、今般見直しを行う必要性は低いのではないか。(⑤)
- 前回(平成25年)の高額療養費制度の見直しに当たっては、システム対応の必要性等を考慮し、見直し内容が決定してから施行されるまで約1年間の間隔を空けている。今般見直しを行うこととした場合、既定のシステム改修のスケジュール等も考慮しつつ、施行時期をどのように考えるか。
- 例えば介護保険制度においては、65歳以上の被保険者の上位20%に該当する者に対して自己負担2割を求めているが、このような他制度とのバランスも考慮しつつ、70歳以上の「現役並み所得」のあり方についてどのように考えるか。

# 高額療養費制度の見直しについて

## 4. 論点(イメージ)

69歳以下

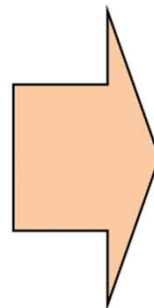
区分(年収)	窓口負担	限度額(月単位)
1160万～	3割	252,600 + 1% <140,100>
770～1160万		167,400 + 1% <93,000>
370～770万		80,100 + 1% <44,400>
～370万		57,600 <44,400>
住民税非課税		35,400 <24,600>



区分(年収)	限度額(月単位)
1160万～	252,600 + 1% <140,100>
770～1160万	167,400 + 1% <93,000>
370～770万	80,100 + 1% <44,400>
～370万	57,600 <44,400>
住民税非課税	35,400 <24,600>

70歳以上

区分(年収)	窓口負担	外来	限度額(月単位)
現役並み 370万～	3割	44,400円	80,100円 + 1% <44,400>
一般	70～74歳 2割(※)	12,000円	44,400円
住民税非課税		75歳以上 1割	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)			15,000円



区分(年収)	外来	限度額(月単位)
現役並み 370万～	④	①
一般		②
住民税非課税		③
住民税非課税 (所得が一定以下)		

<> 内は年4回以上利用する多数回該当時の4回目以降の負担額。  
 ※ 平成26年4月1日までに70歳に達している者は1割。

## 高額介護合算療養費制度について（論点）

○ 高額療養費制度については、世代間の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、患者の受診行動に与える影響も含め、現役並み所得者、一般区分、低所得者の負担のあり方についてどのように考えるか等の論点を提示している（9月29日医療保険部会）。

⇒ 高額療養費制度の見直しを検討するに当たり、合わせて高額介護合算療養費制度の限度額も見直しを行うか。

### [負担上限額(現状・世帯単位)]

	75歳以上	70～74歳(注1)	[参考]70歳未満(注1)
年収約 1,160万円～	67万円	67万円	212万円
年収約770～約1,160万円			141万円
年収約370～約770万円			67万円
～年収約370万円 (課税所得145万円未満) ※ 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。 ※ 旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。	56万円	56万円	60万円
市町村民税世帯非課税	31万円	31万円	34万円
市町村民税世帯非課税 (年金収入80万円以下等)	19万円(注2)	19万円(注2)	

(注1) 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。

(注2) 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。